

特命随意契約理由書

1053

件名	子ども・子育て支援金制度の創設に伴う総合住民サービスシステム改修業務(国民健康保険制度分)
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品、委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、同年4月より運用開始される。これに伴い、医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することとなったため、これに係るシステム改修を実施する。
選定理由	下記事業者は、総合住民サービスシステムの開発・保守を行っている事業者である。本業務は、現行の総合住民サービスシステム内の保険料徴収システムを改修するものであり、既存のシステムと密接不可分の関係にある。そのため、同一システム開発者以外の事業者が改修を行うと、トラブル発生時の原因究明や修正などの対処が困難になる等、既存の総合住民サービスシステムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 電算 住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 7年 12月 24日
※ 契約金額	8,673,500 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	保健福祉部 保険年金課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1043

件名	共同親権対応業務（戸籍情報総合システムAPP適用）
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「民法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日に施行されることに伴い、離婚届出等処理する際に単独親権に加えて共同親権も選択可能にするために必要となる機能を整備するに当たり、戸籍情報総合システムを改修する。
選定理由	<p>当該戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>本契約は、既存の戸籍システムの設定変更及び機能追加が目的であり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため、システムを開発した下記業者以外に本件業務を行うことができない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ 公共・社会営業統括本部 第四営業本部</p> <p>住所 東京都品川区大崎1-2-1</p>
※ 契約年月日	令和7年12月25日
※ 契約金額	3,707,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1056

件名	戸籍情報総合システムに係る保守業務（標準準拠システム導入後）
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	戸籍情報総合システムを常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選定理由	<p>本システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>令和7年度までの業務成績は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎1-2-1</p>
※ 契約年月日	令和7年12月26日
※ 契約金額	11,822,514 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1008

件名	子ども・子育て支援金制度の創設に伴う総合住民サービスシステム改修業務(後期高齢者医療制度分)
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設される。これに伴い、医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することとなったため、これに係るシステム改修を実施する。
選定理由	<p>下記事業者は、総合住民サービスシステムの開発・保守を行っている事業者である。本業務は、現行の総合住民サービスシステム内の保険料徴収システムを改修するものであり、既存のシステムと密接不可分の関係にある。そのため、同一システム開発者以外の事業者が改修を行うと、トラブル発生時の原因究明や修正などの対処が困難になる等、既存の総合住民サービスシステムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。</p> <p>以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 / 日
※ 契約金額	2,600,400 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

担当課	保健福祉部 保険年金課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	LGWAN系ファイアウォール証明書更新のための特定通信構築業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、LGWAN系ファイアウォールからインターネットへの特定通信の構築を目的とする。これまでLGWAN系ファイアウォールにおける証明書更新はオフライン方式により実施していたが、メーカー仕様の変更に伴い、次回以降はオンライン方式による更新が必須となった。ついては、本業務において、LGWAN系ファイアウォールとインターネット上の証明書更新用Webサイトとの接続を行い、オンラインで証明書更新を実施可能な環境を構築する。
選定理由	<p>下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。</p> <p>全庁LANファイアウォールの設定業務は、全庁LANシステムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にある。そのため、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：NTT 東日本株式会社 東京事業部</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 4 日
※ 契約金額	4,961,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	無線 LAN 機器の賃貸借業務 (再リース)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区全庁 LAN 用の無線 LAN システムを構成する機器を賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を 1 年延長する。
選定理由	1. 導入 令和 3 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日までの長期継続契約であり、契約満了に伴う 1 年間の再リースを行う。 2. 賃借期間をさらに 1 年延長しても使用に耐えられることが見込まれているため、再リース契約を締結する。 3. 当該機器は、無線 LAN 統合管理ツールで一括管理をしており、現在流通している新機種では全庁 LAN 環境下での動作保証ができていないため、動作保証済みである当該機器を再リース行う。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT・TC リース株式会社 住所：東京都港区港南 1 丁目 2 番 7 0 号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 8 日
※ 契約金額	2,523,840 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1057

件名	千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務（標準準拠システム導入後）
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。
選定理由	<p>現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ 公共・社会営業統括本部 第四営業本部</p> <p>住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 23 日
※ 契約金額	1,882,980 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1057

件名	千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務（標準準拠システム導入後）
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。
選定理由	<p>現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ 公共・社会営業統括本部 第四営業本部</p> <p>住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 23 日
※ 契約金額	1,882,980 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	旧区立練成中学校改修工事監理等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品：委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	改修工事監理業務
選定理由	<p>下記業者は、設計等業務の受託者であり、綿密な打合せを積み重ね、設計及び積算を実施しているため、設計等の内容に熟知しており、設計等業務の履行状況も良好であった。</p> <p>本業務は、設計図書に基づき、工事の適正な履行の確認と品質確保に努めなければならない。したがって、下記業者以外に本工事監理業務を適切に履行できる事業者はいないため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社ユナイテッドリバティアーキテクツ</p> <p>住所 東京都新宿区西早稲田2丁目21番16号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 24 日
※ 契約金額	98,032,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。